

介護老人保健施設偕楽園重要事項説明書  
(令和 7年 4月 1日現在)

## 1. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 偕楽園
- ・開設年月日 平成 9年6月20日
- ・所在地 千葉県松戸市西馬橋幸町23番地
- ・電話番号 047-340-1300 FAX 047-340-1315
- ・管理者名 三須 一美
- ・介護保険指定番号 介護予防通所リハビリテーション (1252480036号)

### (2) 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### (3) 従業者に関する事項

職種	常勤		非常勤		合計	常勤換算人數
	専従	非専従	専従	非専従		
医師		1			1	0.1
看護職員	1				1	1.0
介護職員	5		2		7	6.2
理学療法士	1		1		2	1.8
作業療法士	2				2	2.0
言語聴覚士						
介護支援専門員						
支援相談員						
管理栄養士						
薬剤師						
事務職員						
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数	37.5 時間					

#### (4) 利用料金

##### 1. 基本料金

①事業所利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります）

要支援1	2,485円（1割）	4,970円（2割）	7,455円（3割）
要支援2	4,646円（1割）	9,292円（2割）	13,938円（3割）

※上記金額にはサービス提供体制強化加算（I）（要支援1：92円／月、要支援2：185円／月）が含まれております。

※上記金額には松戸市の地域加算（1.055）を乗じております。

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えてサービスを行った場合

要支援1 126円減算／月

要支援2 253円減算／月

・科学的介護推進体制加算 42円／月

・一体的サービス提供加算 506円／月

・生活行為向上リハビリテーション加算

　　開始月から6月以内 592円／月

　　・若年性認知症利用者受入加算 253円／月

　　・栄養改善加算 211円／月

　　・口腔・栄養スクリーニング加算（I） 21円／回

　　・口腔・栄養スクリーニング加算（II） 5円／回

　　・口腔機能向上加算（I） 158円／月

　　・口腔機能向上加算（II） 168円／月

※上記加算の金額については1割負担の際の表記となります。

・介護職員等処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算減算を加えた  
総単位数に8.6%を乗じた額

②食費 680円／日

##### 2. その他の料金

・日用品費	100円／日	・おむつ	50円／枚
・教養娯楽費	100円／日	・尿とりパット	60円／枚
・理美容代	実費	・リハビリパンツ	100円／枚
・作業療法材料費	100円／回		

##### 3. 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。  
・お支払い方法は銀行振込又は銀行引落となります。

## 2. サービスの内容

#### (1) 基本サービス

①介護予防通所リハビリテーション計画の立案

②食事

　　昼 食 午後12時～午後 1時

　　おやつ 午後 3時

③入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応致します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④看護

⑤医学的管理の下における介護

⑥機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑦健康管理・定期的診察

⑧相談援助サービス

## （2）その他のサービス

①理美容サービス（原則毎週水曜日に行います）

②基本時間外施設利用サービス

・原則的には基本時間外施設利用サービスは行っておりませんが、以下のような場合においてはその限りではありません。

1. 介護者の急病

2. 冠婚葬祭（通夜、葬式等）

3. 突発的な事故

4. その他

・時間の上限

朝 午前 8時30分～午前 9時30分

夕 午後 4時00分～午後 5時00分

③その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがございますので、具体的にご相談下さい。

## 3. サービスの利用にあたっての留意事項

- ・原則として、送迎時においては送迎車両前まで（帰りの送迎時においては送迎車両前から）はご家族の介助とさせていただきます。
- ・送迎時間の際には、ご家族の方は必ずご自宅で待機して下さいますようお願いします。
- ・サービス利用中、喫煙される利用者に関しては、原則として職員がタバコ・ライター等の保管をさせていただきます。

## 4. 禁止事項

- ・介護予防通所リハビリテーション利用中の外出
- ・飲食物、金銭、貴重品等の持ち込み
- ・他の利用者又は職員への贈答品の持ち込み
- ・ペットの持ち込み
- ・宗教活動、政治活動

## 5. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（電話 047-340-1300）

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、当事業所1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただすることもできます。

利用者及びご家族からの下記に挙げる要望等につきましては対応することができません。

- ・利用者本人にとって不適切と思われる要望
- ・業務上、対応が困難な要望
- ・介助に危険が伴う要望

## 6. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

## 7. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設偕楽園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち  
　　ー入退所等の管理  
　　ー会計・経理  
　　ー事故等の報告  
　　ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち  
　　ー利用者に介護予防サービスを提供する他の介護予防サービス事業者や地域包括支援センター等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答  
　　ー利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合  
　　ー検体検査業務の委託その他の業務委託  
　　ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち  
　　ー保険事務の委託  
　　ー審査支払機関へのレセプトの提出  
　　ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査期間への情報提供